



各 位

JASDAQ

平成 27 年 8 月 26 日



株式会社イデアインターナショナル
代表取締役社長 森 正 人
(コード番号：3140 JASDAQ)
問 合 せ 先：取締役経営情報部長
松 原 元 成
(TEL 03-5446-9505)

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 27 年 8 月 26 日開催の取締役会において、下記のとおり、平成 27 年 9 月 29 日開催予定の第 20 回定時株主総会に「定款一部変更の件」を付議することを決議いたしましたのでお知らせいたします。

記

1. 定款変更の目的

平成 27 年 5 月 1 日に施行された改正会社法において、定款の定めにより業務執行取締役でない取締役及び監査役との間で責任限定契約を締結することが認められたことに伴い、それらの取締役及び監査役が、その期待される役割を十分に発揮できるよう、現行定款第 28 条第 2 項（取締役の責任免除）及び同第 37 条第 2 項（監査役の責任免除）の一部を変更することといたしました。

2. 定款変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線部が変更箇所)

現行定款	変更案
第 4 章 取締役及び取締役会 (取締役の責任免除) 第 28 条 (条文省略)	第 4 章 取締役及び取締役会 (取締役の責任免除) 第 28 条 (現行どおり)
2. 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、 <u>社外取締役</u> との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく責任の限度額は、金 100 万円以上であらかじめ定めた金額又は法令が規定する額のいずれか高い額とする。	2. 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、 <u>業務執行取締役等でない取締役</u> との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく責任の限度額は、金 100 万円以上であらかじめ定めた金額又は法令が規定する額のいずれか高い額とする。

<p>第5章 監査役及び監査役会 (監査役の責任免除) 第37条 (条文省略)</p> <p>2. 当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>社外監査役</u>との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく責任の限度額は、金100万円以上であらかじめ定めた額又は法令が規定する額のいずれか高い額とする。</p>	<p>第5章 監査役及び監査役会 (監査役の責任免除) 第37条 (現行どおり)</p> <p>2. 当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>監査役</u>との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく責任の限度額は、金100万円以上であらかじめ定めた額又は法令が規定する額のいずれか高い額とする。</p>
----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

3. 日程

- (1) 株主総会決議日 平成27年9月29日(予定)
- (2) 効力発生日 平成27年9月29日(予定)

以 上